

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成20年 4 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県港湾整備事業特別会計(鳥取県特別会計条例(平成19年鳥取県条例第9号)別表の7の項の第1欄に掲げる鳥取県港湾整備事業特別会計をいう。)に属する普通財産のうち、処分を目的として造成した臨海部の土地(以下「造成地」という。)の譲渡に関し、鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号。以下「取扱規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(取扱規則との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、取扱規則の定めるところによる。

(売払代金等の納付の特例)

第3条 知事は、造成地を譲渡する場合において、当該譲渡を受ける者が売払代金を一時に納付することが困難であると認められるときは、取扱規則第27条第1項ただし書の規定にかかわらず、10年以内の延納の特約をすることができる。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における取扱規則第29条第1項及び第39条の規定の適用については、これらの規定中「第27条第1項ただし書」とあるのは、「鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則(平成20年鳥取県規則第58号)第3条第1項前段」とする。

(延納利息の特例)

第4条 前条第1項前段の規定により売払代金の延納を認められた者は、取扱規則第31条の規定にかかわらず、市中金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率により計算した利息を納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。